

## 鳥取県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱

	平成13年9月4日付経指第267号
一部改正	平成14年8月28日付経支第340号
〃	平成15年9月5日付経支第333号
〃	平成17年6月8日付第200500020365号
〃	平成18年11月28日付第200600116855号
〃	平成19年4月2日付第200600202203号
〃	平成20年12月24日付第200800144055号
〃	平成24年4月10日付第201100197820号
〃	平成30年4月27日付第201800025207号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県農業経営負担軽減支援資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 利子補給金は、意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図り、もって効率的かつ安定的な農業経営体の育成に資することを目的として交付する。

### (利子補給の対象となる貸付条件)

第3条 利子補給の対象となる農業経営負担軽減支援資金（以下「支援資金」という。）の貸付条件の基準は、次のとおりとする。

#### (1) 貸付対象者

本措置の対象とする貸付対象者は、負債の償還が困難となっている農業者であつて、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 個人にあつては、次の要件のすべてを満たす者であること。

(ア) 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であつて、農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付13経営第356号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第3の1の経営改善計画書を作成し、その確実な実行と支援資金の確実な償還が見込まれること。

(イ) 農業所得が総所得の過半を占めていること。

(ウ) 貸付けを受ける者（その者が60歳以上である場合は、その後継者）が現に主として農業に従事（農業者大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

(エ) 現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。

イ 法人にあつては、次の要件のすべてを満たすものであること。

(ア) アの(ア)及び(エ)の要件を満たすこと。

(イ) 当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること。

#### (2) 資金使途

支援資金の使途は、営農負債（次に掲げる資金を借り受けたために生じた負債である場合にあつては、その貸付利率が年5.0パーセント以下のものを除く。）の借換えとする。ただし、大家畜特別支援資金融通事業実施要綱（平成20年4月1日付け20農畜機第107号）第4の5に規定する大家畜特別支援資金、養豚特別支援資金融通事業実施要綱（平成20年4月1日付け20農畜機第108号）第4の5に規定する養豚特別支援資金又は畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱（平成21年6月3日付け21農畜機第1115号）第3の2に規定する畜産経営維持緊急支援資金と併せて貸し付けないものとする。

ア 株式会社日本政策金融公庫資金

イ 農業近代化資金（農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項の農業近代化資金であつて、鳥取県農業近代化資金事務取扱要領（平成14年8月1日付経支第34号鳥取県農林水産部長通知）第2に規定する内容に合致する農業近代化資金及び農業近代化

資金融通措置要綱（平成14年7月1日付14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する農業近代化資金並びに国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律（平成17年法律第16号）第1条の規定による改正前の農業近代化資金助成法第2条第3項に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。）

ウ 経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）第2条第4項の経営資金をいう。）

エ 農業改良資金（農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第2条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金（同法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法第2条に規定する農業改良資金をいい、同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）をいう。）

オ 就農支援資金（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第2条第2項に規定する就農支援資金をいう。）

カ その他、国若しくは独立行政法人農畜産業振興機構が利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金

### (3) 融資機関

支援資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合

イ 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

ウ 農林中央金庫

エ 銀行

オ 信用金庫

### (4) 貸付条件

支援資金の貸付条件は、次のとおりとする。

ア 貸付限度額

貸付限度額は、第2号の営農負債の残高とする。

イ 償還期限及び据置期間

償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）は10年以内とし、据置期間は3年以内とする。

ただし、既往債務の年間償還額等からみて、特に必要があると認められる場合は、償還期限を15年以内とすることができる。

ウ 償還方法

償還方法は、年1回元本均等償還とし、償還額の単位は千円とする。この場合において、償還額に端数を生じたときは、第1回の償還額に加えるものとする。

エ 償還期日

償還期日は、毎年12月20日とする。

オ 貸付利率

貸付利率は、農業近代化資金の貸付利率を基準として、別途通知するものとする。

### (利子補給金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、支援資金を農業者に貸し付ける前条第3号に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付する。

2 利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における支援資金の融資平均残高（当該期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数で除して得た金額とする。）に、別表に定める利子補給率を乗じて得た額の合計額以下とする。

### (利子補給契約)

第5条 前条の規定による利子補給金の交付は、県と融資機関との間の本資金の利子補給に関する契約（以下「利子補給契約」という。）に基づいて行うものとする。

- 2 利子補給契約は、規則第5条の規定による融資機関からの契約の申込みに対し、当該申込みを受けた日から30日以内に、規則第6条の規定により知事が承諾を行うことによって成立する。
- 3 利子補給契約が成立したときは、様式第1号による契約書を作成するものとする。

(利子補給承認)

第6条 県と利子補給契約を締結した融資機関は、支援資金の貸付けに当たり、県の利子補給を受けようとするときは、様式第2号による申請書及び様式第3号による要件書を総合事務所に提出し、承認（以下「利子補給承認」という。）を受けなければならない。

- 2 利子補給承認は、前項の申請書の提出を受けた日から原則として30日以内に、様式第4号による承認書により行うものとする。なお、利子補給の承認をしないこととしたとき、又は可否の決定を保留したときは、その旨を融資機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、利子補給承認を受けたときは、その日から1か月以内に、当該承認に係る支援資金の貸付けを実行しなければならない。ただし、当該貸付けを受ける農業者の事情によりその実行が困難であると総合事務所に認めるときは、この限りでない。

(貸付条件の変更承認)

第7条 融資機関は、利子補給承認を受けた支援資金の貸付けに係る弁済期限その他の貸付条件を変更しようとするときは、様式第7号による変更申請書を総合事務所に提出し、承認を受けなければならない。なお、償還期限又は据置期間の延長を行う場合は、第3条（4）イに定める期間の範囲内で行うことができるものとする。また、償還方法及び償還額は第3条（4）ウ及びエの規定を準用することとする。

- 2 前項の承認については、変更申請書の提出を受けた日から原則として30日以内に、第8号による変更承認書により行うものとする。
- 3 償還猶予は次のいずれかの場合に行うものとし、その方法等については別途定めるところによるものとする。
  - ア 災害により被害を受けた場合
  - イ 知事が必要に応じて特に設定した要件に該当する場合

(実績報告の時期)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、支援資金の貸付けを実行した場合、総合事務所に様式第5号による実行報告書により遅滞なく報告するものとする。

- 2 融資機関は、支援資金の繰上償還があった場合には、その月末までに農業近代化資金等電算処理システム（以下「システム」という。）に繰上償還の所定の事項を入力するものとする。ただし、システムを利用しない融資機関による場合及び障害等の発生によりシステムが使用できない場合にあっては、様式第6号による農業経営負担軽減支援資金繰上償還報告書により総合事務所に報告するものとする。
- 3 融資機関は、支援資金の約定償還の延滞発生及び延滞額の償還があった場合は、総合事務所に様式第9号による農業経営負担軽減支援資金延滞金報告書により遅滞なく報告するものとする。

(支払請求の時期等)

第9条 次に掲げる期間（以下「請求期間」という。）に係る利子補給金の支払請求については、それぞれに定める時期に行わなければならない。

- (1) 1月1日から6月30日まで その年の7月中
- (2) 7月1日から12月31日まで その翌年の1月中

- 2 融資機関は、利子補給金の支払請求について、様式第10号による農業経営負担軽減支援資金利子補給請求書により行うものとし、様式第11号による農業経営負担軽減支援資金利子補給計算書を添付しなければならない。

(利子補給金の支払)

第10条 知事は、融資機関から前条による請求があった場合において、適当であると認めるときは、当該請求を受けた日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

- 2 知事は、前項の支払が遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条に定める割合をもって計算した遅延損

害金を融資機関に支払うものとする。

(利子補給の打切り)

第11条 知事は、規則第21条の規定により利子補給契約の承諾の取消等を行うほか、融資機関から支援資金の貸付けを受けた農業者（以下「借受者」という。）が次に該当することとなったときは、これ以降、当該融資機関に対する当該借受者への貸付けに係る利子補給金の交付を打ち切るものとする。

- (1) 借受者の農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付経営第356号農林水産事務次官通知）第3の1の経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の実行が困難と認められた場合
- (2) 借受者の経営改善計画に不実記載が認められた場合
- (3) 借受者が借入を辞退した場合
- (4) 借受者がその借入金を目的以外の目的に使用した場合
- (5) 借受者が農業経営を中止した場合

(提出書類の部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事及び総合事務所に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月28日から施行し、平成14年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年9月5日から施行し、平成15年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年6月8日から施行し、平成17年度事業から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の鳥取県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱第4条の規定による契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている支援資金については、改正後の鳥取県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱（以下「新要綱」という。）第5条の規定により利子補給について知事の承認が行われたものとみなして新要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成18年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月27日から施行する。

別 表

支 援 資 金	利子補給率
平成13年9月4日以降に貸し付けたもの	1.25%

様式第1号（第5条関係）

農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）とは、以下の条項により利子補給に関する契約を締結する。

（支援資金の貸付け）

第1条 乙は、鳥取県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱（平成13年9月4日付経指第267号鳥取県農林水産部長通知。以下「利子補給要綱」という。）第3条に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「支援資金」という。）を農業者に対して貸し付ける。

2 貸付けの方法は、証書貸付とし、証書は農業経営負担軽減支援資金借用証書によるものとする。

（利子補給）

第2条 甲は、前条の規定による貸付け（甲が承認したものに限る。）について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）及び利子補給要綱に基づき、鳥取県農業経営負担軽減支援資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を乙に対して交付する。

2 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給要綱第9条第1項に規定する時期に、同条第2項に規定する農業経営負担軽減支援資金利子補給請求書により行うものとする。

（乙の義務）

第3条 乙は、支援資金の貸付け及び利子補給金の交付に関しては、規則及び利子補給要綱に定めるところに従わなければならない。

2 乙は、利子補給金の交付に係る支援資金の貸付けについて、その債権を保全するため必要な注意を払わなければならない。

（契約の変更等）

第4条 この契約の変更、内容に関する疑義、定めのない事項等については、すべて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を締結した証として、本契約書を2通作成し、甲乙1部ずつ保管するものとする。

年 月 日

甲  
乙

農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書

総合事務所長 様

第 年 月 日

融資機関住所  
名 称  
代表者氏名

印

㊟

市町村	総合事務所名	融資機関名

下記の貸付について、貴県との利子補給契約に基づき利子補給を受けたいので申請します。

記

年度	承認番号	貸付の相手方 (カナ)	施設	使 途	貸付実行 予定日 (年月 日)	貸付予定 額(千円)	約定償還額		償 還 期 限 (年)	据 置 期 限 (年)	貸付 利率 (%)	合計 利子 補給率 (%)	債務 保証 有無	通常 利子 補給率 (%)
		貸付の相手方 (漢字)		資 金 種 類			第1回 (千円)	第2回以 降(千 円)						

合計	件数	利子補給承認額

注) 1 借入申込書の写しを添付すること。 2 農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第3の1の経営改善計画を添付すること。

経営改善計画に関する要件書

融資機関住所  
 名 称  
 代表者氏名

印

借 入 希望者	住 所		借 入 申 込 書 受 理 年 月 日
	氏 名		年 月 日
鳥取県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱（平成13年9月4日付経指第267号鳥取県農林水産部長通知）第3条第1号に規定する貸付対象者に該当することを認めます。			
特 認 の 理 由			
関 係 機 関 の 意 見	機 関 名	意見聴取月日	意 見 の 内 容
	市 町 村		
	農業改良普及所		
備 考			

- 注 1 「借入希望者」が法人の場合は、「氏名」の欄に法人名及び代表者氏名を記入すること。  
 2 必要に応じて、経営改善計画について、市町村、農業改良普及所等関係機関の意見を聴取して記載する。

農業経営負担軽減支援資金利子補給承認書

様

第 年 月 日 号

総合事務所長

印

平成 年 月 日付 第

号をもって申請のあった農業経営負担軽減支援資金に係る利子補給については、下記のとおり承認する。

市町村	総合事務所名	融資機関名

記

年度	承認番号	貸付の相手方 (カナ)	施設	使 途	貸付実行 予定日 (年月 日)	貸 付 予 定 額 (千円)	約 定 償 還 額		償 還 期 限 (年)	据 置 期 限 (年)	貸付 利率 (%)	合計 利子 補給率 (%)	債務 保証 有無	通常 利子 補給率 (%)
		貸付の相手方 (漢字)		資 金 種 類			第1回 (千円)	第2回以 降(千 円)						

合計	件数	利子補給承認額

農業経営負担軽減支援資金貸付実行報告書

第 年 月 日

総合事務所長 様

融資機関住所  
名 称  
代表者氏名

印

平成 年 月分として貸付実行した農業経営負担軽減支援資金について下記のとおり報告します。 ㊦

市町村	総合事務所名	融資機関名

記

年度	承認番号	貸付の相手方 (カナ)	貸付実行 年月日	貸付実行額 (千円)	約定償還額		償還 期限 (年)	据置 期限 (年)	貸付 利率 (%)	合計 利子 補給率 (%)	債務 保証 有無	通常 利子 補給率 (%)
		貸付の相手方 (漢字)			第1回 (千円)	第2回以 降(千 円)						

合計	件数	利子補給承認額

様式第6号（第8条関係）

農業経営負担軽減支援資金 繰上償還報告書

第 号  
平成 年 月 日

総合事務所長 様

融資機関住所  
名称  
氏 名

印

貸付中の農業経営負担軽減支援資金について平成 年 月分として下記のとおり繰上償還がありましたので報告します。

記

融資機関		店舗名		繰上償還		
承認年度	承認番号	貸付の相手方	発生日	償還額 (千円)	償還後の残高 (千円)	充当方法※

※頭から充当、残りの年賦を均等、最終の償還から充当、残りの年賦を均等（約定償還日に繰上償還があった場合）のいずれかを記入

様式第7号（第7条関係）

農業経営負担軽減支援資金利子補給条件変更申請書

番 年 月 日 号

〇〇総合事務所長 様

融資機関名 〇〇〇〇  
代表者名 〇〇〇〇 印

年 月 日付第 号により利子補給承認を受けた農業経営負担軽減支援資金について、下記のとおり融資条件を変更したいので（借受者から貸付条件変更申請があったので）承認して下さるよう申請します。

記

変 更 前						変 更 後					
貸付の相手方						貸付の相手方					
利子補給承認金額			円			利子補給承認金額			円		
償還期限		うち据置期間				償還期限		うち据置期間			
年		年				年		年			
償 還 内 容						償 還 内 容					
回	年	償還額	回	年	償還額	回	年	償還額	回	年	償還額
1		円	9		円	1		円	9		円
2		円	10		円	2		円	10		円
3		円	11		円	3		円	11		円
4		円	12		円	4		円	12		円
5		円	13		円	5		円	13		円
6		円	14		円	6		円	14		円
7		円	15		円	7		円	15		円
8		円				8		円			

変更理由

(添付書類)

借受者からの貸付条件変更申請書の写し、変更内容を反映した経営改善資金計画書、その他総合事務所長が必要と認める書類

(注) 据置期間中の償還額は0円と記載すること。

(様式第8号) 第7条関係

農業経営負担軽減支援資金利子補給条件変更承認書

番 年 月 号 日

(融資機関・代表名) 様

〇〇総合事務所長 印

(申請年月日、書類番号)により申請のあった農業経営負担軽減支援資金利子補給条件変更については、下記のとおり変更を承認します。

(担当、連絡先)

記

変 更 前						変 更 後					
貸付の相手方						貸付の相手方					
利子補給承認金額			円			利子補給承認金額			円		
償還期限		うち据置期間				償還期限		うち据置期間			
年		年				年		年			
償 還 内 容						償 還 内 容					
回	年	償還額	回	年	償還額	回	年	償還額	回	年	償還額
1		円	9		円	1		円	9		円
2		円	10		円	2		円	10		円
3		円	11		円	3		円	11		円
4		円	12		円	4		円	12		円
5		円	13		円	5		円	13		円
6		円	14		円	6		円	14		円
7		円	15		円	7		円	15		円
8		円				8		円			

備考

--

(注) 据置期間は償還額を0円と記載すること。



様式第10号（第9条関係）

農業経営負担軽減支援資金利子補給請求書

平成 年 半期（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

平成 年 月 日

鳥 取 県 知 事 ○ ○ ○ ○ 様

融資機関住所  
名 称  
代表者氏名

印

平成 年 月 日締結の農業経営負担軽減支援資金利子補給契約に基づき、平成 年 半期における農業経営負担軽減支援資金利子補給金を下記のとおり請求します。

記

一金

円

内 訳

利子補給承認年度	利子補給額
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
平成 年度	
合 計	

